

生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算案:545億円
+ R4二次補正予算:60億円(※)
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国906自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

居住確保支援

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

◆ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

緊急的な支援

◆ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

家計再建支援

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子ども支援

◆ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

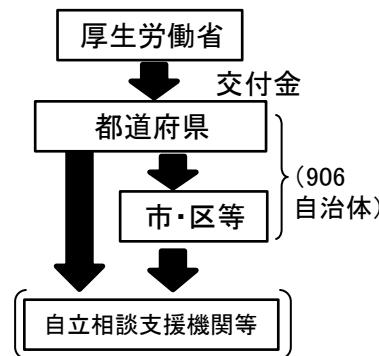
生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金59億円の内数
(令和4年度第二次補正予算)

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

国10／10

事業内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これまで自立相談支援機関の相談支援体制の強化のほか、
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置、生活困窮者自立支援資金等の経済面による支援を行うとともに、
 - ・ 個人事業主などの新たな相談者層の顕在化を背景とした多様な支援ニーズに対応するため、自立相談支援機関とNPO法人や社会福祉法人等の民間団体との連携による支援の取組を進めてきた。
- ① ① う 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討し、生活困窮者の増加による影響による設置
に、
 - ・ 新型コロナや物価高の影響によって、どのような支援体制を構築する必要があるのか、行政対応するため、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、地域の関係機関、民間団体と連携して生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、その結果を踏まえて連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するためのプラットフォームを設置する。
実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築する。
- ② ② 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援
・ 自立相談支援機関と連携して物品支援等を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型コロナ禍における物価高等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加が認められる場合、当該民間団体に対して一定の活動経費を支援する。

(取組のイメージ)

地域のプラットフォームの整備



①地域のプラットフォームの設置

- ・ 福祉事務所設置自治体で設置。※自立相談支援機関等に委託可。
- ・ 地域における生活困窮者支援の連携体制や、新型コロナや物価高騰に対応するための新たな連携支援を検討し、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築。

②地域のNPO法人等に対する活動支援

- ・ ①のプラットフォーム(※)において、事業量の増加が認められた民間団体に助成(1団体あたり50万円以内)。
- ・ 既存の会議体(支援会議等)を活用し、①のプラットフォームと同様の取組を行っている場合には、当該既存の会議体を代替して、民間団体に助成することが可能。

※設置要綱を設ける等の手続きをとる必要はなく、簡便な形式で検討の場を設けることで差し支えない。